

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	平成21年3月31日、定期検査中において、原子炉格納容器内圧力抑制室に窒素を供給する配管に設置されている隔離弁の空気漏えい試験を行っていた際、空気の圧力が低下する事象が確認され、浸透探傷検査により詳細に調査したところ、当該弁に微小な穴を確認した。 原因について詳細に調査する。 現在、全ての制御棒が全挿入状態にあり、原子炉の安全上の問題はない。 また、本事象による外部への放射能の影響はない。	A	4月1日公表済

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧系予備スクラム弁点検時、5台の弁体シート面に傷が認められたため、対応検討。	D	
2	1号機	所内電源設備(480Vパワーセンター1D-2)しゃ断器点検時、予備しゃ断器に動作不良(投入できない)が確認され、制御ケーブルの断線が認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
3	2号機	復水ろ過装置ろ過器ストレーナ差圧計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該差圧計を点検。	D	
4	3号機	消火栓配管サポート架台設置工事において、誤ってスコップを踏み、スコップの柄があごに当たり負傷(打撲)したため、業務車にて病院に搬送・対応検討。	D	
5	サイトバンカ	サイトバンカ建屋換気空調設備外気処理装置において、給気エアフィルタ(25枚)に破れが認められたため、当該フィルタを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353